

## 【ドイツ】人権・環境に対する企業の注意義務に関する法律の制定

海外立法情報課 山岡 規雄

\* 国際的に求められる人権の尊重の観点から、ドイツに活動拠点を有する企業に対し、供給網における人権や環境に対するリスクを回避するための注意義務を課す法律が制定された。

### 1 法制定の背景

2016年にドイツ連邦政府は、国際連合の「ビジネス及び人権に関する指導原則」<sup>1</sup>を実現するため、「全国計画（Nationaler Aktionsplan）」を策定し、企業に対し、その規模に応じ、サプライチェーン（供給網）における人権上のリスクを調査し、対処することなどを要請した<sup>2</sup>。しかし、同計画の枠組みにおいて2020年7月に実施したアンケート調査において、この要請に応じた取組を行っている企業は、調査対象企業のわずか13～17%にしか満たないことが判明した。このため、連邦政府は、法的に拘束力を有するデューデリジェンス<sup>3</sup>（注意義務）の基準（Sorgfaltsstandard）を設けることとし、2021年3月26日、「供給網における企業の注意義務（Sorgfaltspflichten）に関する法律案」を連邦参議院に提出した<sup>4</sup>。

### 2 法律案の審議経過

法律案は、2021年4月19日に連邦議会にも提出され、5月19日に、労働社会委員会を主管委員会とし、委員会審査に付託された。これに先立つ5月7日には、連邦参議院において、政府提出案に異議を表明しないことが議決された<sup>5</sup>。労働社会委員会における採決では、政府提出案に修正を加えた案がキリスト教民主／社会同盟、社会民主党及び同盟90／緑の党の賛成多数により可決された。ドイツのための選択肢は供給網におけるリスクを全て管理することは不可能であるとの立場から、自由民主党は世界の人権状況の改善に対する有効性を疑問視し、共に法律案に反対した<sup>6</sup>。

2021年6月11日、連邦議会は、委員会で可決した案のとおり法律案を可決した。連邦参議院も同法律案に異議を表明せず（6月25日）、連邦大統領の認証後、7月22日、「供給網におけ

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年6月8日である。

<sup>1</sup> *Guiding principles on business and human rights*, New York: The Office of the High Commissioner for Human Rights, 2011. <[https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/publications/guidingprinciplesbusinesshr\\_en.pdf](https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/publications/guidingprinciplesbusinesshr_en.pdf)>

<sup>2</sup> Auswärtiges Amt, (Hrsg.), *Nationaler Aktionsplan: Umsetzung der VN-Leitprinzipien für Wirtschaft und Menschenrechte: 2016–2020*, 2017. <<https://www.auswaertiges-amt.de/blob/297434/8d6ab29982767d5a31d2e85464461565/nap-wirtschaft-menschenrechte-data.pdf>>

<sup>3</sup> 「（負の影響を回避・軽減するために）その立場に相当な注意を払う行為又は努力」をいうとされる。『人権デューデリジェンスのためのガイダンス（手引）』日本弁護士連合会，2015，p.2. <[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2015/opinion\\_150107\\_2.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2015/opinion_150107_2.pdf)>

<sup>4</sup> BR-Drucksache 239/21. <[https://www.bundesrat.de/SharedDocs/drucksachen/2021/0201-0300/239-21.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=1](https://www.bundesrat.de/SharedDocs/drucksachen/2021/0201-0300/239-21.pdf?__blob=publicationFile&v=1)> ドイツにおいては、政府提出法律案は、まず州政府の代表によって構成される連邦参議院に提出される（基本法第76条第2項）。

<sup>5</sup> BR-Drucksache 239/21 (Beschluss). <[https://www.bundesrat.de/SharedDocs/drucksachen/2021/0201-0300/239-21\(B\).pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=1](https://www.bundesrat.de/SharedDocs/drucksachen/2021/0201-0300/239-21(B).pdf?__blob=publicationFile&v=1)> なお、連邦政府は、連邦参議院の態度表明が送付されていない場合であっても、特に急を要する法律案である旨を明記したときは、連邦参議院への送付から3週間後以降であれば、当該法律案を連邦議会に提出することができる（基本法第76条第2項）。

<sup>6</sup> BT-Drucksache 19/30505, S.33-34. <<https://dserver.bundestag.de/btd/19/305/1930505.pdf>> 左翼党は棄権した。

る企業の注意義務に関する法律」が公布された（一部の規定を除き、2023年1月1日施行）<sup>7</sup>。

### 3 法律の内容

#### (1) 企業に対する人権尊重義務

この法律の対象となる企業は、本社等又は支社がドイツ国内にあり、国内の従業員数が3,000人以上の企業である。ただし、2024年以降は、1,000人以上の企業が対象となる（第1条第1項）。

これらの企業は、人権・環境に関連するリスク<sup>8</sup>を予防し、低減させ、又は人権・環境に関連する義務の不履行を解消するために、注意義務を遵守しなければならない（第3条）。

注意義務の具体的な内容は、①リスクマネジメントの確立（第4条第1項）、②経営内部の管轄部署の決定（第4条第3項）、③定期的なリスク分析の実施（第5条）、④人権に関する戦略の基本方針書の公表（第6条第2項）、⑤事業分野における予防措置及び直接的な納入業者<sup>9</sup>に対する予防措置の決定（第6条第1項、第3項及び第4項）、⑥人権又は環境に関連する義務の不履行を確認した際の是正措置の実施（第7条）、⑦人権若しくは環境に関連するリスク又は人権若しくは環境に関連する義務の不履行を指摘することを可能とする苦情申立手続の設立（第8条）、⑧間接的な納入業者<sup>10</sup>に関する注意義務の履行（第9条）、⑨注意義務の履行に関する文書の作成、年次報告書のインターネット上での公表（第10条）である。

#### (2) 義務履行確保のための措置

注意義務の履行に関する企業の年次報告書は、所管の官庁<sup>11</sup>に提出され、当該官庁は、第10条第2項に規定する記載内容（リスク等の確認事例、対応措置、その効果等）が含まれているかどうかを確認する（第13条）。また、当該官庁は、①から⑨までに列挙する義務が履行されているかどうかを監督し、必要に応じて命令を発し、措置を講ずる権限を有する（第14条及び第15条）。当該官庁は、必要に応じて企業の建物に立ち入り、関連する資料を閲覧する権限等を有し（第16条）、企業は、当該官庁の要求に応じ、情報を提供し、関連する書類を提出する義務を負う（第17条）。一定の義務違反を犯した企業については、過料が科され（第24条）、場合によっては、最長3年間、公共調達から除外される（第22条）。

### 4 義務の性質・欧州連合法との調整

この法律に規定する人権尊重義務は、手続に関する義務（Verfahrenspflicht）であり、結果を保障する義務（例えば、自らの供給網における全てのリスクを除去する義務）を企業に課すものではない<sup>12</sup>。また、法律案に関する委員会報告書によると、ドイツ企業の競争力が阻害されないように、将来的な欧州レベルでの規制に合わせて調整されるものとされている<sup>13</sup>。

<sup>7</sup> Gesetz über die unternehmerischen Sorgfaltspflichten in Lieferketten vom 16.07.2021 (BGBl. I 2021, Nr. 46, S.2959)

<sup>8</sup> 第2条第2項及び第3項に、これらのリスクに関する定義規定がある。環境に関するリスクは人権侵害をもたらすおそれがあるため、環境に対する注意義務も同法において規定しているという。„Lieferkettengesetz“ 2021.7.22. Bundesrat website <<https://www.bundesrat.de/DE/plenum/bundesrat-kompakt/21/1006/03.html>>

<sup>9</sup> 当該企業の商品の製造又はサービスの提供・活用のために必要な財又はサービスの納入・提供に関する契約の相手方をいう（第2条第7項）。

<sup>10</sup> 直接的な納入業者ではないが、当該企業の商品の製造又はサービスの提供・活用のために必要な財又はサービスの納入・提供している企業をいう（第2条第8項）。

<sup>11</sup> 連邦経済・輸出管理庁（Bundesamt für Wirtschaft und Ausfuhrkontrolle）がこれに該当する（第19条第1項）。

<sup>12</sup> BT-Drucksache 19/30505, S.38. <<https://dserver.bundestag.de/btd/19/305/1930505.pdf>>

<sup>13</sup> *ibid.*, S.2.